

児童ポルノ禁止法における実在しない児童の 性表現規制論争のレトリック分析

——ターンアラウンドによる「擁護者コンテスト」の発生とその作用——

佐藤 寿昭

「児童ポルノ禁止法」第2回改正に際し、実在しない児童の性表現と児童の権利侵害との関連を調査研究するとして附則をめぐり論争が起きた。本論争の特徴は、附則に賛成／反対の立場の人々の双方が「児童の保護」を論拠に自らの主張を正当化した点である。

本論文は、「本当の児童の擁護者」の地位が争われたこの状況を「擁護者 (Advocate) コンテスト」と名付け、その発生条件と作用を分析した。

本事例においては①附則＝初期案がまず提示され、②「むしろ附則は児童の保護を妨げる」という「ターンアラウンド」によって初期案が批判を受け、③「代案」が提示される形で、「擁護者コンテスト」が発生した。

その結果、本事例では「児童の保護」という価値の前提化が進む一方、「問題状況の定義」部分について論争が起き、論争の構図が対称化した。さらに、附則反対派が「児童の保護」を支持するオーディエンスを分断し、その一部を味方につけるという作用もみられた。

1 本論文の問題意識——「本当に児童を守る」立場をめぐる争い

1-1 児童ポルノ禁止法改正案「調査研究附則」の是非をめぐる論争

本論文では、2008年から2014年にかけて起きた「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下、「児童ポルノ禁止法」）」¹の改正論争²を取り上げる。本法は2014年6月に2度目の改正が成立したが、その改正に際して、実在しない児童の性表現を含む漫画やアニメ等について「児童の権利を侵害する行為との関連性を調査研究する」と定めた附則（以下、「調査研究

附則」）を加えるか否かをめぐって、大きな論争が巻き起こった。

調査研究附則に賛成する論者は、「極端な、児童の、ひどい……相当露骨な性的虐待を伴う漫画みたいなものも、創作物だからといってその罪を逃れられない、その社会的害悪を逃れることはできない」³などと訴えた。これに対して、反対派は「アニメとか漫画には被害者はいません……漫画やアニメの中で想像上の登場人物の肌が少しでも見えていたら行き過ぎた自主規制が行われて、日本の漫画やアニメが面白くなる、また廃れてしまうのではないか」⁴などとし、調査研究附則の改正案からの削除を要請した。

2008年にはじめて調査研究附則を含む改正案が提出されてから、2014年に最終的な改正案が可決するまでの約6年間にわたる論争⁵の結果、最終的な改正案からは、調査研究附則は削除された。実在しない児童の性表現に関しては、その表現と実在児童に対する権利侵害との関連の「調査研究」自体が、児童ポルノ禁止法の枠内では不要とされたのである。

1-2 本論文の問い——「擁護者コンテスト」の発生と作用の分析

削除された調査研究附則は、文面上はあくまで、実在しない児童の性表現と実在児童に対する権利侵害の「関連性の調査研究」を求めるものであった。2008年に調査研究附則を盛り込んだ最初の改正案を策定した議員の1人である自民党・葉梨康弘も、本附則が将来的な規制への準備であることは認めながらも「規制の態様というのは、当然実在の児童を対象とするものと違ってくるべきだし、そのための立法事実というのをしっかりと研究をしていかなければいけない⁶」と述べており、本附則の成立によって即座に新たな法規制が開始されるとは言いがたい状況であった。

もちろん、附則反対の中心的な議員であったみんなの党・山田太郎の前掲の主張のように、調査研究附則の導入により、法規制にはならずとも「行き過ぎた自主規制」を懸念する声も存在し、重要な論点の1つとして国会審議でも繰り返し取り上げられた。

しかし、山田自身が2013年⁷から2014年⁸にかけてその主張を変化させていったように、調査研究附則に対する反対の主張を正当化したのは、これが表現規制につながる問題であるという論法だけではなかった。本論争では、附則反対派の人々は、表現規制という論法と同じ

か、もしくはそれ以上に、この附則が「本当に子供の性虐待を〔筆者註：児童を性虐待から〕守ろう」⁹という児童ポルノ禁止法の目的とは異なり、むしろその達成を妨げかねないという論法を用いて、調査研究附則の削除を訴えたのである。

漫画、アニメ、CGなどに対する規制などについて……附則とはいえいろいろ一緒にすることは、むしろ、この法律の本来の大事な目的である具体的児童の、虐待を受けた児童、あるいは児童が性的虐待を受けないようにするという……本来の目的を十分達成することに対してマイナスになる¹⁰

我が国の従来の漫画・アニメに対する法規制をめぐる論争については、社会問題の構築主義アプローチを用いた研究が豊富に存在している（中河1993, 1999a, 1999b; 赤川2012, 2013）。しかし、「児童の保護」という立場からの主張＝クレームは、一般的に「規制的」な法案を提出する人々の言語的資源＝レトリックとして観察されてきた。

この状況が大きく変化したのは、18歳未満の青少年への販売が規制される「不健全図書」の基準を拡大しようとした「東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下、「都青少年条例」）」の改正案をめぐる2010年の論争である。赤川学によれば、この論争ではむしろ規制反対派が「まるで枕詞のように」（赤川2012: 124）、「児童の保護に反対するわけではない」と訴えることで、「児童の保護か、表現の自由か」という論点を拒否しようとしていた。

規制推進派も反対派も、かつてのように「表現の自由」と「子どもの保護」という価値や

理念のレベルで大きく対立するわけではない。両者はむしろ……ベーシックな価値観を相互に是認した上で、相手のやり方がよくなるとか、別の代替案があるという形でクレイムを申し立てていった（赤川 2012: 124）。

今回の調査研究附則論争では、赤川の観察した論争よりも「攻撃的」に、むしろ附則反対派が「児童の保護」という価値を利用して附則の削除を求めるレトリックが、附則に反対する集会や、国会審議において頻繁にみられた。一方で、附則賛成派も、本論文冒頭で紹介したように、「児童の……相当露骨な性的虐待を伴う漫画」も「その罪を逃れられない」¹¹と、「児童の保護」という価値を利用して、附則の必要性を訴えていた。いわば、双方が同じ価値に依拠しながら、異なる解決策を提案する状況が生じたのである。

本論文では、「本当に児童を守ることができるのはどちらか」という立場をめぐるこの論争を「擁護者(Advocate)コンテスト」と名付け、いかなる言説的営為によってこの状況が発生したのか、また、このコンテストは本法改正の論争にどのような作用をもたらしたのかを検討する。これが本論文の問いである。

1-3 本論文の構成

上記の問いに答えるため、第2節ではまず、「社会問題」をめぐる論争を分析するための方法論と、本論文で扱う言説資料について述べる。第3節では、2007年から2014年の本法改正論争の経緯を、調査研究附則という論点に絞って簡単に紹介する。第4節では本論文の問い、すなわち「擁護者コンテスト」が発生するまでの過程と、「擁護者コンテスト」が本法改正の論争に与えた作用について考察し、第5節

で全体をまとめる。

2 方法論——ベストのレトリック分析を応用したクレイムの相互作用分析

2-1 論争の過程を分析するための方法論——社会問題の構築主義アプローチ

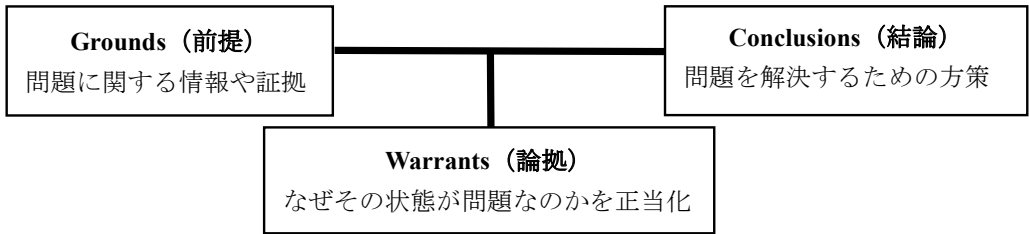
前述したように、我が国における実在しない児童の性表現規制をめぐる論争に関しては、社会問題の構築主義アプローチを用いた先行研究が蓄積されてきた。提唱者のマルコム・スペクターとジョン・キツセによれば、社会問題の構築主義アプローチとは「社会問題」を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレイムを申し立てる個人やグループの活動であると定義」し、「クレイム申し立て活動とそれに対応する活動の発生や性質、持続について説明する」(Spector and Kitsuse 1977=1990: 119) ための方法論である。

「擁護者コンテスト」という状況が、どのような論争の過程を経て発生し、その後の論争の過程に作用するのかという本論文の問いからみても、論争の過程を説明することを目的とした社会問題の構築主義アプローチは妥当な方法論であるといえる。

2-2 ベストのレトリック分析とその問題点

社会問題の構築主義アプローチを発展させてきた論者の一人に、ジョエル・ベストがいる。ベストは、それまでの構築主義アプローチに基づいた研究が「クレイム申し立ての過程やクレイムを申し立てる人々にずっと多くの注意を払って」(Best 1987=2000: 149) いて、クレイムそのものに着目していないと批判した。

ベストはクレイムそのものの分析の手がかりとして、クレイム申し立て者がオーディ



(Best 2008: 31) を筆者が再構成

図1 社会問題のクレイムの構造

エンスを「説得することを望んで」(Best 1987=2000: 149) おり、彼らがクレイムをどのようなレトリックで申し立てるかによって、その説得力が変化すると想定した。そして彼は、スティーブン・トゥールミン (Toulmin 1958=2011) の「議論モデル」を応用し、クレイムを上掲の図1のような3要素に分解する枠組みを提案することで、クレイムがオーディエンスをいかに説得するかという視点からの論争の過程の分析を試みた。

ベストはこのモデルを用いて「行方不明になった子ども」という問題の構築について分析しているが、この分析に対する批判として、山本功 (1994) がある。山本は、ベストが「論拠」の抽出に際して、「水準の異なる議論をひとくくりにしてしまっている」(山本 1994: 161) と指摘する。たとえば、「子どもは保護されなければならない」という論拠と、「子どもの保護のための政策が不十分だ」という論拠の場合、前者の価値の侵害が問題であるという構築が成立していなければ、後者はそもそも申し立てられえないのである。

また、ベストのモデルからは、論拠づけられた結論を覆す可能性としてトゥールミン・モデルに存在していた「論駁」(Toulmin 1958=2011: 149) の要素が捨象されている。氏川雅典は、トゥールミン・モデルにおける「論

駁」を「他者の意見に対して自らを開いておく」(氏川 2007: 14) ための要素として挙げており、この要素を捨象したベストの分析枠組みは、2つ以上のクレイム同士の関係を記述することを想定していないようにみえる。

ベストの「行方不明になった子どもという問題」の分析 (Best 1987=2000) には、確かに、この2つの視角が欠けている。ベストの分析は、相互に関係づけられているクレイムを単体で抜き出し、そこから要素を抽出し、それを「リスト化」することで「社会問題」の構築過程を説明しようとする試みである。しかし、この方法は、中河伸俊が述べているところの「言説を人々の実践的な活動の文脈から切り離してしまうこと、いいかえれば、研究者が虚空の玉座に自分の作った言説の類型論を鎮座させ、そこにプロクルステスの寝台よろしく人々の言説実践をあてはめてしまう」(中河 1999b: 187) 分析に陥っており、当事者の定義活動に則して論争の過程のダイナミズムが説明できていないといえない。

2-3 ベストのレトリック分析の発展——クレイムの相互作用の分析に向けて

社会問題の構築主義アプローチを2つ以上のクレイムの相互作用に向けて開いた枠組みの1つに、ジェイムズ・A・ホルスタインとゲイル・

ミラーの「被害者コンテスト」(Holstein and Miller 1990: 113)がある。ホルスタインとミラーは、「被害者としての地位」が「出来事を報告し記述する人々の解釈的な企てに依存する」だけでなく、「一見客観的に記述されたその地位は他の対抗クレームや論拠によって異議が申し立てられ、否認されるかもしれない」(Holstein and Miller 1990: 114)と述べ、問題の構築は1つのクレームで完結するのではなく、2つ以上のクレームの相互作用によって決定するという視角を開いた。

さらに、ピーター・イバラとキツセは、相手のクレームの説得力を低下させるための「対抗レトリック」(Ibarra and Kitsuse 1993=2000: 63)という枠組みを提案して、ホルスタインとミラーの議論においても想定されていた「社会問題をめぐる指し手の連鎖の考察」(中河 1999b: 182)のための分析枠組みを定式化しようとした。

同様に、クレームとクレームの相互作用を記述するための枠組みに、「ディベート研究」がある。中でも、イバラとキツセの対抗レトリックの枠組みと同様の作用を有するレトリックとして、本稿では「ターンアラウンド (Turn-around)」のレトリックに注目してみたい。

「ターンアラウンド」とは、「相手の議論を一部認めようとして反論する」(松本ほか 2009: 43) 戦術のことである。特に、1-2で引用した枝野のクレームのように、「児童を保護するために、附則が必要だ」というクレームに対し、「附則が設けられることで、かえって児童を保護できなくなる」という形で、両者の関連性を「自分たちの立場に有利になるように180度回転させてしまう」(松本ほか 2009: 43) レトリックを、ディベート研究の領域では、「リンク・ターン」のレトリックという。後述する

ように、このレトリックは「擁護者コンテスト」の発生に大きく関わる対抗レトリックである。

これらの枠組みを援用しながら、なお本論文でベストのレトリック分析を用いるのは、彼の分析枠組みが、むしろクレームの相互作用を記述するために有用なのではないかという「リンク・ターン」的発想に基づいている。たとえば、「リンク・ターン」は、ベストの枠組みを用いれば、「論拠を共有しながら、異なる結論を提示する」戦術として記述できる。

ベストの枠組みは、クレームの要素を抽出してリスト化するためではなく、あるクレームが、その前後に申し立てられた別のクレームとどの部分を共有し、異なり、賛同し、また批判しているのかという相互の関係を記述する際にこそ真価を発揮する。異なる水準のクレーム同士が相互に支え合いつつ成立していることを記述することに成功した山本(1994)や、都条例論争における「論拠の共有」(赤川 2012: 123)を記述した赤川(2012, 2013)の分析は、この発想に基づいてベストの枠組みを活用した好例であるといえよう。

2-4 本論文で分析する言説資料について

のちにベストは、「社会問題」の「多くの事例に共通して出現する傾向のある一連の段階」(Best 2010: 17)を6つの「段階 (Stage)」に分類した自然史モデルを導入することで「社会問題の過程内のそれぞれの段階で、問題とされる状況が、当該の段階に属するアクターの興味に沿って再構築される」(Best 2010: 24)ことが観察できると述べた。

この前提に立つと、赤川(2012, 2013)のように、事例とする「社会問題」全体の過程を記述する場合と、本論文のように、事例においてある言説的状況がレトリカルに構築される過

程を記述しようとする場合とでは、用いるべき言説資料に差異が生じるといえる。

後者の分析を試みる場合、特定の、必要十分な段階で申し立てられたクレームのみを資料として用いた方が、クレームが申し立てられる文脈や、クレーム申し立て者が想定しているオーディエンスをある程度統制することができるため、問いの分析に集中しやすくなる。そこで、本論文では用いる言説資料を自然史モデルでいう「政策形成」の段階のクレーム、中でも議事録が公開されている国会審議で申し立てられたクレームに原則的に絞って、「擁護者コンテスト」の発生と作用を分析していくこととする。

3 調査研究附則をめぐる論争の経緯

本節では、2008年に調査研究附則を含む改正案が提出され、6年間にわたる論争を経て同附則が削除されるまでの過程を、調査研究附則をめぐる主要な出来事に絞って紹介する。

3-1 調査研究附則を含む改正案の提出まで

2004年に改正された児童ポルノ禁止法には、附則の第2条に、施行後3年を目途として検討が加えられ、必要な措置が講ぜられることが定められており、2007年には2回目の改正に向けた動きが始まっていた。

2008年3月11日に日本ユニセフ協会らが中心として始めた「なくそう！子どもポルノキャンペーン」¹²がきっかけで、「マンガの虐待描写なども『準児童ポルノ』として違法化するよう訴え」（『毎日新聞』2008.3.12朝刊）る動きが本格化し、同年6月10日に提出された最初の自公案に調査研究附則が加わった。

調査研究附則が含まれた法案は、衆議院の解散等による廃案に伴って、2009年に自公から、

2013年には自公維から再提出された。その際、調査研究附則以外の条項の文言が変更される場合もあったが、調査研究附則の文言自体には変化がなかった。

3-2 国際的な出来事による改正圧力

2008年11月25日から28日にかけては、リオ・デ・ジャネイロで「第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」が開催された。この会議の成果文書における「児童ポルノ」の定義には、“virtual images and the sexually exploitative representation of children”（外務省2008:6）が含まれていた。

この定義が国内で報じられたことを契機に、2008年12月15日の参議院決算委員会において、公明党の松あきらが08年自公案賛成の立場からクレーム申し立てを行っている。

3-3 民主党による対案

これに対し、民主党は2009年に調査研究附則をはじめとする実在しない児童の性表現規制を含まない対案を提出した。09年民主案には、「児童ポルノ」という呼称を廃止し、「児童性行為等姿態描写物」に変更するという提案も含まれていた。

2009年6月26日の衆議院法務委員会においては、08年自公案と09年民主案についての議論が交わされた。

3-4 都青少年条例論争を経て附則の削除へ

第45回衆議院総選挙において政権交代がなされると、実在しない児童の性表現規制をめぐる論争は、2010年の東京都青少年条例改正論争に場を移した。この論争は2010年3月16日の参議院文教科学委員会でも、民主党・谷岡郁子によって言及されている。

表1 調査研究附則に関する主要な出来事一覧（「政策形成」の段階を中心に）			
年月日	ベストの自然史モデルにおける段階	出来事 (本論文で引用した発言者)	結果 (法案のみ)
2007. 11. 8	政策形成	参議院法務委員会・松浦	
2008. 3. 11～	クレーム申し立て	なくそう！子どもポルノキャンペーン (主導：日本ユニセフ協会)	
2008. 6. 10	政策形成	08年自公案提出	審議未了廃案
2008. 11. 25 ～28 →2008. 12. 15	メディア報道 →政策形成	第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する 世界会議（リオ会議）が国内で報道 →参議院決算委員会で松あきらが言及	
2009. 3. 19	政策形成	09年民主案提出	審議未了廃案
2009. 6. 26	政策形成	衆議院法務委員会 08年自公案 vs. 09年民主案 (枝野—葉梨、丸谷—西村、保坂)	
2009. 11. 20	政策形成	09年自公案提出	審議未了廃案
2010 (年間) →2010. 3. 16	他の社会問題論争 →政策形成	都青少年条例改正論争 →参議院文教科学委員会で谷岡郁子が言及	
2011. 8. 8	政策形成	11年民主案提出	審議未了廃案
2013. 5. 8	政策形成	参議院予算委員会・山田	
2013. 5. 29	政策形成	13年自公維案提出	撤回
2014. 4. 12	クレーム申し立て →政策形成	「児童性虐待記録物と呼んでください」署名 →下記2つの委員会で審議	
2014. 6. 4	政策形成	5党合意案提出、衆議院法務委員会で審議 (土屋、福田、枝野)	可決
2014. 6. 17	政策形成	5党合意案、参議院法務委員会で審議 (山田、遠山)	可決

都条例論争において、都条例改正案が一旦否決された「影響」（『毎日新聞』2011.8.3 朝刊）で、2011年8月8日に提出された2度目の民主案の第3条2項に、「この法律のいかなる規定も、架空のものを描写した漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等を規制するものと解釈してはならない」という規定が設けられた。

しかし、政局の混乱もあり、11年民主案は08年自公案とほぼ同内容で提出された09年自公案とともに廃案となった。

その後、再びの政権交代を経て、2013年5月29日に調査研究附則を含む自公維の3党による改正案が提出された。しかし、同法案に対しては「批判が殺到」（園田・曾我部編 2014: 8）するなど、反対運動も拡大していた。附則反対派として積極的にクレームを申し立てたみんなの党・山田太郎を筆頭に、附則に反対する国会議員の数や、2008年時点ではほとんど見られなかった反対派のクレームを取り上げる新聞記事も増え始めた¹³。

こうした流れを受けて、2014年6月初頭には、自民・民主・維新・公明・結いの5党合意案において調査研究附則が削除され、同年6月18日に同案が可決した。なお、2014年4月12日には、「児童ポルノではなく【児童性虐待記録物】と呼んでください。」という署名運動が開始された。この提案は採用されなかったものの、5党合意案を審議する衆参の法務委員会においてその是非が議論された。

4 「擁護者コンテスト」の発生と作用

本節では、3節でみた本法の論争の経緯をふまえて、「擁護者コンテスト」状況が発生するまでの過程と、そうして発生した「擁護者コンテスト」が「社会問題」に関するクレーム申し立てにどのような作用をもたらすかを検討する。

4-1 「擁護者コンテスト」の発生

4-1-1 「初期案」の提示——調査研究附則

「初期案」として08年自公案に設けられたのが、いわゆる「調査研究附則」である。まずは、その全文を見てみよう。

政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの（次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。）と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

本附則には、①「児童ポルノに類する漫画等」と児童の権利を侵害する行為との関連性の調査研究を推進する、②インターネットを經由した実写児童ポルノ、およびその情報の閲覧を制限する技術開発の促進という、2つの異なる「課題」が提示されている。このうち、附則反対派によって「問題」とされたのは①の方であり、②を批判する対抗クレームはほとんど見られなかった。

また、①の部分で挙げられている「漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像」には実在する人間のモデルが存在していない。これに対して、「外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等」は、モデルが18歳以上でありながら、18歳未満の「外見」を装った実写作品のことを指す。これらは区別されたうえで、どちらも批判の対象となったものの、対抗クレームの多くは「漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像」の方を想定して申し立てられていた。

4-1-2 コンテスト発生前の構図①——異

なる論拠による「初期案」批判

まず、「擁護者コンテスト」発生前の論争の構図を見ていきたい。調査研究附則に対する多くの対抗クレイムの論点が端的にまとまっているのが、2007年11月8日の参議院法務委員会における民主党・松浦大悟のクレイムである。ただし、松浦のクレイムの時点では「調査研究附則」は提案されておらず、漫画・アニメを児童ポルノ禁止法で規制すること一般に対して、反対の立場からクレイムを申し立てているという点には注意が必要である。

しかし、松浦のクレイムは、2008年11月18日の衆議院青少年問題に関する特別委員会での民主党・吉田泉、2009年6月26日の衆議院法務委員会での社民党・保坂展人¹⁴、2010年3月16日の参議院文教科学委員会での民主党・谷岡郁子らに代表される、「児童の保護」とは異なる論拠を用いた対抗クレイムに含まれている論点を、ほぼ全て含んでいる。

過度なわいせつ物などはわいせつ物頒布罪などの現行の法体系で取り締まることが可能ですから、立法根拠のない法改正はすべきではないと私は思います。特にアニメやゲームというのは日本のコンテンツ産業の軸でもありますから、こうした産業育成の面からも、それから表現の自由の面からも、できる限り守られるべきであろうというふうに思います。

「立法根拠のない」というのは、漫画やアニメに「被害者がいない」ことと、「有害と言われるメディアが犯罪を増やした」という調査結果がないという松浦自身の発言のことを指している。本論争において、この「立法根拠がない」こと、アニメ等が「日本のコンテンツ産業

の軸」であること、「表現の自由」の3つの論拠は、「児童の保護」という論拠に反論するための対抗レトリックとして盛んに用いられた。

4-1-3 コンテスト発生前の構図②——附則賛成派の「防御」

これに対し、附則賛成派は「対抗クレイムに対する対抗クレイム」を申し立てている。公明党の松あきは2008年12月15日の参議院決算委員会で以下のように述べている。

去る十一月二十八日、世界百二十五か国が参加してブラジルで開催されました第三回の児童の性的搾取に反対する世界会議〔筆者註：において〕……過激な漫画やアニメ等の仮想の性的表現も規制対象とするリオ協定が採択されたんです……私は、漫画やアニメというのは大事な日本の文化であり、コンテンツ産業、大事な分野だと思っています。でも、これと児童ポルノは一緒にして決してほしくないと思っています。

松のクレイムは、附則反対派の論拠である「日本のコンテンツ産業」の価値を認めながらも、「リオ会議」（3-2）を前提の事例として持ち出し、規制の必要性を訴えている。

その際、「日本の文化」である「漫画・アニメ」と「児童ポルノ」は一緒ではないと述べているが、これはどういうことだろうか。この委員会の議論では、松は漫画・アニメの規制について、これ以上の言及はしていない。ただし、松がリオ会議の事例をクレイムの前提として使い、結論としては08年自公の「法案を成立させなければいけない」と訴えていることからみても、附則賛成の立場であったことは推測できる。

松のクレームを「読み下す」手がかりとして、同様に、附則反対の論拠となっていた「表現の自由」の価値を認めつつ、それに反論した2014年6月4日の衆議院法務委員会での自民党・土屋正忠のクレーム¹⁵がある。

私は、創作物というのは、まさに言論の自由とか表現の自由の中で出てくるものというのは、人々に勇気を与えたり希望を与えたり、それから失意の底に陥っている人を励ましたり、こういうことこそ創作活動の意味であって……気持ち悪くて読む気にもならないような劣悪な表現をもってやっているものを保護する必要はない。

土屋のクレームは、対抗クレームに含まれる「表現の自由」の価値を認めつつも、「児童ポルノ漫画」は「表現の自由とは関係ない」という形で、両者のリンクを断ち切る「リンク・テイクアウト (Link Takeouts)」(松本ほか 2009: 236-7) のレトリックである。土屋のクレームにおいて、このレトリックは、相手方の対抗クレームから自説を「防御」するために用いられている。同様に、松のクレームも、「日本のコンテンツ産業」の価値を認めつつ、しかし、「過激な漫画やアニメ等」=「児童ポルノ」は「大事な日本の文化」には含まれないとして附則を対抗クレームから「防御」する「リンク・テイクアウト」のレトリックだと「読み下す」ことができる。少なくとも、本論争において附則反対派は松のクレームをこのように解釈し、さらなる対抗クレームを申し立てている(5-2-2で後述)。

以上の論争をふまえると、「擁護者コンテスト」発生前の構図には、以下の特徴があったと言えることができる。まず、①附則反対派が、附

則に対する対抗クレームで「攻撃」する構図であったこと。②その際、附則反対派は「立法根拠のなさ」、「日本のコンテンツ産業の軸としての漫画・アニメ」、「表現の自由」という論拠を利用していたこと。③それに対して、附則賛成派はそれらの論拠を認めつつも、「リンク・テイクアウト」の対抗レトリックを用いて、附則を「防御」していたことの3点である。

4-1-4 「擁護者コンテスト」の発生①—「枝野—葉梨」の議論

これに対し、附則反対派は、「表現の自由」といった異なる論拠ではなく、附則賛成派が用いていた「児童の保護」という論拠を自らも利用することによって附則に反対し始めた。

「児童の保護」という同一の論拠をめぐって、「本当に児童を守ることができるのはどちらか」という「擁護者コンテスト」状況が発生したのは、少なくとも政策形成の段階においては、第171回国会中の2009年6月26日に開かれた衆議院法務委員会である。

同国会において審議されたのは、08年自公案と09年民主案である(3-3)。まずは、「児童ポルノ」という名称を「児童性行為等姿態描写物」に変更するという09年民主案をめぐり、自民党・葉梨康弘と民主党・枝野幸男との間で交わされた議論を見てみたい。

(葉梨)「児童性行為等姿態描写物」とすることにすると、この法律の世界では、いわゆる疑似の児童ポルノ、漫画、アニメについては一切さわらないというようなことになりませうけれども、そういう理解でよろしいわけですね。

(枝野) 保護法益が児童が性的な虐待を受

けたことという個人的保護法益であるこの法案、法律と、それから、そういった映像等がはらんをするることによる弊害を防ぐという目的とでは、目的に大きな違いがある。もし仮にそういったことを立法する必要があるとしても、それは別の法律であるべきである。そのことの方が、この法律ではとにかく、実際に性的虐待を受けた子供たちを守らなければならないという趣旨が明確になるということで、我々はそこを分けるべきだと考えておりますので、本法には入らないということで結構でございます。

枝野のクレームは、漫画・アニメの規制と児童ポルノ禁止法での規制とは「分けるべき」で、その方が「性的虐待を受けた子供たちを守らなければならないという趣旨が明確になる」という構造になっている。すなわち、附則がない方がむしろ（実在の）児童を保護することができるかと訴えているのである。

これは、附則賛成派が論拠としていた「児童の保護」という価値を逆用して附則を攻撃する「ターンアラウンド」のうち、「リンク・ターン」のレトリックである。

これに対し、葉梨は同委員会において、このちに「やはり……被害児童を虐待するというのを何らかのために防止するというような措置、これをとっていかなきゃいけないんじゃないか」、「社会的法益の部分ということで、例えばその〔筆者註：児童を性の対象として見る〕傾向自体に対処をする」、そのために「テレビゲームだ、アニメだ、漫画だ」を規制しなければならぬと述べている。

ここでも、「児童の保護」という論拠が用いられている。しかし、「児童の保護」のために調査研究附則が必要だという葉梨の結論は、枝

野とは正反対である。枝野と葉梨のこの議論は、本論争における「擁護者コンテスト」の端的な例といえる。

4-1-5 「擁護者コンテスト」の発生②— —「初期案」・「ターンアラウンド」・「代案」

では、本論争では、どのような過程を経て「擁護者コンテスト」が発生したのだろうか。

まず触れておかなければならないのが、「初期案」の存在である。そもそも「調査研究附則」という「初期案」が提示されていなければ、「その案では『むしろ』児童の保護に資さない」といった「ターンアラウンド」は不可能である。また「我々の方が『より』児童を保護できる」といった結論の「比較」も不可能となる。このため、本論争では「調査研究附則」という「初期案」の存在が、「擁護者コンテスト」発生の基礎となっている。

次に重要なのが、「初期案」の論拠を利用し、「初期案」反対派が「ターンアラウンド」の対抗レトリックを用いた対抗クレームを申し立てることである。本論争においては、枝野や保坂、後述する山田の「調査研究附則が改正に含まれることで、かえって児童の保護がかなわなくなる」というレトリックがこれにあたる。

最後に、「ターンアラウンド」と同時に、「初期案」反対派が「代案」を提示することも重要である。「ターンアラウンド」の対抗レトリックが申し立てられても、それが論争の中心になるとは限らない。しかし、「かえって児童の保護を妨げてしまう調査研究附則〔初期案〕よりも、我々の案〔09年民主案など〕の方が、児童の保護に資する」という代替の結論を提示することで、両案のうち「どちらが、より児童を保護できるか」という論点が構築される。すなわち、「児童の保護か、表現の自由か」という

論拠同士の比較衡量の議論ではなく、結論同士の比較衡量の議論が発生するのである。

本事例では、特に、09年民主案、および14年の「児童性虐待記録物への呼称の変更を求める署名」が、調査研究附則法案に対する「代案」に位置づけられた¹⁶といえる。

本論争において興味深いのは、一旦「擁護者コンテスト」が発生しても、衆議院の解散などで審議未了廃案になり、「代案」が失われてしまうと、「擁護者コンテスト」状況も消失した点である。たとえば、2010年3月16日の参議院文教科学委員会では、政権交代の直後に09年自公案が再提出されていた一方、09年民主案が審議未了廃案となっていた。

この状況下で開かれた同委員会では、「私も児童ポルノの規制を含めて、言わば健全な青少年の育成ということを考えなければなりません。一方で、日本を代表する輸出文化産業としての漫画、アニメの育成というものも図っていかねばなりません。このはざまの問題が起きた」（谷岡）という形で、附則反対のクレームが申し立てられている。

「代案」がなくなったことで、本論争の論点が、再び「児童の保護（青少年の育成）」と「産業としての漫画、アニメの育成」という2つの論拠間の比較衡量の問題として捉え直されているのである。

これに対して、「児童ポルノではなく【児童性虐待記録物】と呼んでください。」という署名が「代案」として作用し、その是非が議論された2014年6月4日の衆議院法務委員会、同17日の参議院法務委員会では、再び「擁護者コンテスト」状況が発生した。

4日の委員会では、附則賛成派の自民党・土屋正忠が、2011年3月3日に起きた熊本女児殺害事件を「児童ポルノ漫画が犯罪に結びつい

た」事例として紹介し、附則が削除されたことを「残念」だと述べている。その際、1-1でも引用した「極端な、児童の、ひどい、いわゆるコミックというど何やらやわらかく聞こえますけれども、相当露骨な性的虐待を伴う漫画みたいなものも、創作物だからといってその罪を逃れられない、その社会的害悪を逃れることはできない」として、「規制による児童の保護」を訴えた。

これに対し、17日の委員会では、附則反対派のみんなの党・山田太郎が以下の構造のクレームを申し立てている。まず彼は、国際的には「インターポール……も、児童ポルノという呼称」は「児童に対する性的搾取や虐待」を「実は矮小化」していると主張しているという逸話を、国内では「これ〔筆者註：呼称変更の要望〕も一万三千名ぐらいの実は投書が集まっ」たという2つの逸話を前提として用いる。そして、これらの逸話をふまえ「しっかり子供の性虐待を守るという形に名称を変えたらどうか」、「そうであれば、例えば漫画とアニメの議論なんかも附則で検討するというようなナンセンスな話にはならなかった」とし、「附則削除と名称変更による児童の保護」のクレームを申し立てている。

土屋と山田が、同じ委員会で議論をしたわけではない点には留保が必要である。しかし、両者ともに「児童の保護」という論拠に依拠して異なる結論を訴える「擁護者コンテスト」状況であることは確かである。特に山田のクレームは、「附則」よりも「代案」の方が優れているとはっきり述べられており、「初期案」と「代案」の比較衡量によって、「本当の擁護者」をめぐるコンテストが発生することが端的に示されている。

ホルスタインとミラーの「被害者コンテスト」

は「被害者という地位の割り当て」(Holstein and Miller 1990: 114)、すなわちベストの「前提」をめぐる不同意によって始まるコンテストである。これに対し、「擁護者コンテスト」は、「ターンアラウンド」によって両者が論拠を共有し、その論拠に基づいた「初期案」と「代案」という2つ以上の結論が提示されることで、双方の間で「最善の解決策を有するもの」、すなわちベストの「結論」をめぐる不同意が生じることによって始まるコンテストだといえる。

4-2 「擁護者コンテスト」の作用

では、ひとたび「擁護者コンテスト」状況が発生すると、それはどのような作用をもたらすのだろうか。本事例からは、主に4つの作用が観察できた。

4-2-1 ターンアラウンドの「回転軸」の「前提化」

まず、ターンアラウンドの作用について考察する。本事例においては、ターンアラウンドの「回転軸」となった論拠である「児童」の価値に関しては、附則賛成派からも、附則反対派からも、ほとんど異議が申し立てられなかった。たとえば、本論争では「女性の婚姻可能下限年齢が16歳の日本で、『児童』とされる年齢の上限は18歳で適切なのか」¹⁷といった「児童」の定義にかかわる論点は切り捨てられた。

論敵が申し立てる論拠の価値を利用して反論を試みるターンアラウンドにおいては、その価値に異議を唱える必要はない。むしろ、論拠の価値が高いほど、ターンアラウンドの効果は大きくなるのが期待できる。結果として、「擁護者コンテスト」状況が発生した場合、当該論拠の価値をおとしめるようなクレームが申し立てられることは全くないとはいえないが、論争

の中心にはなりにくいと考えられる。

本事例では、「擁護者コンテスト」の「引き金」ともいえるターンアラウンドがなされるたびに、双方が「本当の擁護者」をめぐる争う「児童の保護」という価値が、論争の場において「前提化」していった。その結果、少なくとも「政策形成」の段階でクレームを申し立てた人々にとって、その価値は異議を差し挟む対象ではなくなっていくといえる。

4-2-2 「代案の提示」に伴う作用——クレームの前提をめぐる争い

次に、代案が提示されることによる作用について考察する。

代案を提示する際、多くの場合は、相手方の問題の定義をありのまま全て受け入れることはない。クレームの論拠には異議を申し立てなくても(4-2-1)、クレームの前提部分には異議を申し立てることで、相手の案に対する代案の優位性を訴えようとする。

附則反対派が「児童ポルノ」の呼称を変更すべきという「代案」を提示した本論争の事例でも、彼らは附則賛成派の論拠は受け入れつつ、前提、あるいは「問題状況の定義 (identifying a troubling condition)」(Best 2008: 31)に異議を唱えている。たとえば、2009年6月26日の衆議院法務委員会では、「擁護者コンテスト」の発生の項(4-1-4)で紹介した枝野一葉梨の議論の直後に、公明党の丸谷佳織(附則賛成派)と民主党の西村智奈美(附則反対派)との間で、以下のような議論が交わされている。

(丸谷) 民主党案では、法律の「児童ポルノ」という名前を「児童性行為等姿態描写物」という変更をされました。私は、これは国内外

ともに誤った政治的なメッセージを与えてしまおうのではないかということ懸念しております。国際会議の場におきまして、今、現在の法の公定訳というのは、チャイルドポルノグラフィというものが使われています。……例えば、児童性行為等姿態描写物、これを国際社会で議論する際に、日本はこういった法律になりましたと〔筆者註：名称を変更したと訴えた場合〕……日本は何をやっているのか、後退してしまっているのではないかというイメージを与えることになるかと思えます

（西村）児童ポルノの名称の変更でございますけれども、児童ポルノに係る犯罪が被害児童に対する性的虐待行為である〔筆者註：とされている。〕……国際的にも……セクシュアル・アビューズ・イメージズ、チャイルド・アビューズ・イメージズなどという児童虐待画像という言葉が用いられるようになってきております。この言葉は、児童ポルノが児童に対する犯罪行為を記録したものであるという現象の深刻さを反映しております、また、そのことを強調するために使われる言葉です。

丸谷と西村の間で、問題を定義するために用いられる「逸話」がはっきりと異なっている。丸谷は、「国際会議の場」の「公定訳」が「チャイルドポルノグラフィ」であるという逸話を用いて、「代案」たる09年民主党案の名称変更に対して反対している。これに対し、西村は「国際的にも」「児童虐待画像という言葉」が「用いられるようになってきて」いるという逸話を用いて、「代案」を擁護している。両者とも、「児童の保護」という論拠は共有¹⁸していながら、「初期案」と「代案」という2つの案（結論

をそれぞれ擁護／批判するために、問題状況を定義するための前提をめぐって争う結果となった。

4-2-2-1 クレームの前提をめぐる争いの1類型——「現状維持」をめぐる逆転

クレームの前提をめぐる争いの1類型として、「現状」をどう定義するかの争いが挙げられる。本事例では、相手方の結論に対して「その結論は採用しなくとも、今のままでよい」、すなわち「現状維持でよい」と反論する対抗クレームが多く登場した。

本事例の「擁護者コンテスト」以前の論争の構図では、「現状維持」を求めるのは、概ね「被」法案提出側であった。その典型的な例が、2007年11月8日の参議院法務委員会での松浦のクレームである。松浦は、「現行の法体系で取り締まることが可能」という「現状の定義」を持ち込み、児童ポルノ禁止法改正による漫画・アニメ規制の「重要性を極小化」（松本ほか2009:157）している。その上で、彼は、「現状」から見て重要ではないその解決策が「産業育成」および「表現の自由」に対しては不利益をもたらすと反論する。

このように、「現状維持」を求める対抗クレームは、「現状」の再定義を足がかりに、相手方のクレームの結論部分に反論するという特徴を持つ。

この後、「児童ポルノ」という呼称の変更を求める「代案」が提出されると、附則賛成派も、「代案」に対して「それは現状維持でよい」と反論するようになる。前掲のとおり、2009年6月26日の衆議院法務委員会では、09年民主案に対し、丸谷が対抗クレームを申し立てた。この時丸谷は、「今、現在」国際的な「公定訳」というのは、チャイルドポルノグラフィで

あると「現状」を定義している。このように「現状」を定義することによって、彼女は、名称変更は「現状からの『後退』」という「誤った政治的メッセージ」を発信してしまうという「不利益議論」（松本ほか 2009: 177）へ繋げているのである。

同様に「児童性虐待記録物への呼称変更」という「代案」に対しても、5 党合意案作成者の公明党・遠山清彦が、「現状維持」の対抗クレームによって、「代案」を採用しないことを正当化している。5 党合意案は附則を削除した改正案であるため、遠山は附則賛成派とはいえないものの、これも葉梨と同様、法案を提出する立場にあるクレーム申し立て者が「現状維持」を訴えたケースである。

このとき、遠山は「児童ポルノ禁止法が制定されましてから既に十五年が経過しており……児童ポルノというものが児童に対する性的虐待を記録したものである」という認識が社会に浸透していると「現状」を再定義している。これは、「現状」を再定義することで、「現状ですでにその結論＝児童性虐待記録物である」という認識は達成されている」と反論する、「重要性の極小化」の対抗クレームである。

このように「現状維持でよい」という対抗クレームは、「現状」に対する再定義を足がかりに、相手方の結論の「重要性を極小化」したり、「不利益」を議論したりする。これも、「(正しい)状況の定義」をめぐる主導権争いの 1 類型であるといえる。

4-2-2-2 「代案の提示」に伴う論争構図の対称化

以上のように、本事例では、附則賛成派、反対派ともにクレームの結論たる「案」を提示し、双方が相手の案に対して「現状維持」を求める

対抗クレームを申し立てるようになった。このことは、論争の構図が対称化したと言い換えることができる。

政策形成の段階において、「代案」が存在しない場合、「初期案」をめぐる論争の構図は対称ではない。すなわち、「初期案」提示側は自らの結論を補強するクレームを申し立てるのに対して、「初期案」反対派は相手方の結論が適切なものでないことを訴える対抗クレームを申し立てる。あえて単純化するならば、「初期案」提示側が「防御」なのに対して、反対派は「攻撃」をする（4-1-3）。

しかし、「代案」によって「擁護者コンテスト」が発生すると、「初期案」提示側も、「代案」が擁護者として適切ではないと「攻撃」する場面が生じる。それに伴って、「初期案」を攻撃するために「代案」を提示した側も、自らの「代案」を「防御」しなくてはならない。すなわち、「代案」の提示によって、双方が「正しい擁護者」を訴える相手の案を「攻撃」しつつ、自らの案が「正しい擁護者」であると「防御」する構図に変化する。本事例における前提をめぐる争いや、ある結論に対する「それは現状維持でよい」という反論は、「擁護者コンテスト」発生の結果として、クレームによる「攻撃／防御」の構図が対称化したことを示している。

4-2-3 オーディエンスの取り込み

本論争では、「論争の構図の対称化」は、附則反対派にとって有利に作用した。本事例における「擁護者コンテスト」第 4 の作用として、相手の論拠を利用した側である附則反対派が、新たなオーディエンスを取り込むことが可能になった点が挙げられる。

本稿では、主に国会審議の過程を分析してきた。そこでの論争における第一義的なオーディエ

エンスは、少なくとも制度的には、当該委員会の構成メンバーであった。したがって、そのメンバーが主たるオーディエンスであり、その支持をとりつける過程が重要であった。

2014年6月4日の衆議院法務委員会では、5党合意案を策定し、調査研究附則を削除した実務者協議会の一員である自民党・福田峰之が、「実務者協議における基本的な考え方」は、漫画・アニメの規制は「実在する児童の権利保護とは別の問題」であると述べている。

これは、附則が「児童の保護」という観点からも不要であると訴え、削除を正当化するクレームである。すなわち、「児童の保護」という価値の「擁護者コンテスト」の結果、5党合意案には、附則賛成派のクレームが採用されなかったことを示している。

附則反対派にとって、「児童の保護」を優先するオーディエンスの支持は、異なる論拠に基づいて反論していた場合は獲得しにくかったものである。しかし、「附則は、児童の保護という観点から見ても不要」という「ターンアラウンド」と、「より児童の保護に資する代案」の

提示を行うことによって、彼らは、「児童の保護」優先のオーディエンスを獲得する可能性を大きく広げた。これに対し、「表現の自由」優先のオーディエンスからみれば、調査研究附則がない「代案」をそのまま支持するのが自然である（図2）。

すなわち、「論争の構図が対称化」したのは、「児童の保護」という価値を優先するオーディエンスからみた場合である。そのため、附則反対派は、「調査研究附則の削除」を求めているオーディエンスを支持者としたまま、「表現の自由」よりも「児童の保護」を優先していたオーディエンスの一部を支持者として取り込むことに成功した可能性が高い。

コンテスト発生後の議論のやり方に方向付けを与える前3つの作用とは水準が異なるが、附則反対派のオーディエンスの取り込みは、本論争における「擁護者コンテスト」第4の作用といえる。

5 結論

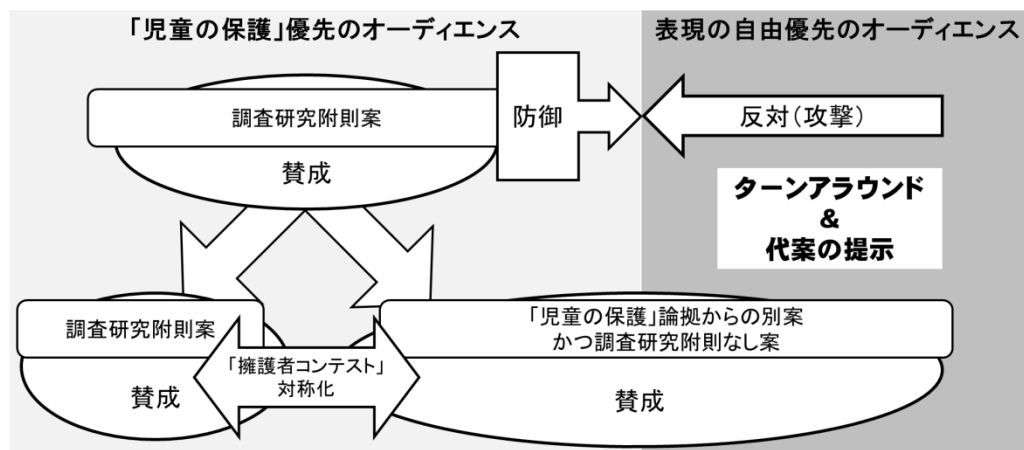


図2 「擁護者コンテスト」状況による附則反対派のオーディエンスの取り込み

5-1 「擁護者コンテスト」の発生と作用

—「無効化」をこえた攻撃的反論

本論文では、児童ポルノ禁止法の第2回改正の際に起きた、実在しない児童の性表現と実在児童の権利侵害との関連性を調査するとして「調査研究附則」をめぐる論争を事例に、社会問題の構築主義アプローチを用いた分析を行った。この論争でみられた「本当に子どもを守ることができるのはどちらか」という立場をめぐる「擁護者(Advocate)コンテスト」について、いかなる言説的営為によってこの状況が発生したのか、また、このコンテストは本法改正論争にどのような作用をもたらしたのかというのが本論文の問いであった。

まず、「擁護者コンテスト」の発生については、①「初期案」の存在、②「初期案」の論拠を利用した「ターンアラウンド」を用いた対抗クレイムの申し立て、③「ターンアラウンド」の際に「代案」が提示されたことの3点が、本事例においては重要であった。

一方、「擁護者コンテスト」の作用については、①「本当の擁護者」をめぐる争われる価値の「前提化」、②代案の提示に伴い、「問題の定義」をめぐる争いが発生し、③同時に、論争の構図が対称化したこと、および、④附則反対派が、附則に反対するオーディエンスを維持したまま、「児童の保護」という価値を支持するオーディエンスの一部を味方につけることができるようになったことという4点を挙げることができる。

このように、本事例で観察された「擁護者コンテスト」という状況は、それ自体がレトリカルに発生したものでありながら、その状況以後のクレイムを方向付け、「議論の場それ自体(少なくとも議論の場のある側面)が、レトリカルに構成されている」(林原 2013: 227) 状況の

1つであるといえる。

2010年の都条例論争を分析した赤川は、本論文と同様にベストのレトリック分析を用いて、クレイム同士の前提、論拠、結論の関係について描き出している。そのうち、「相手方クレイムの逆用」(赤川 2012: 126-7) という名称で論じられているレトリックは、まさに、本論文でいうところの「ターンアラウンド」の対抗レトリックと同内容であると言っていい。しかし、都条例論争では「代案」が提示されなかったこともあり(赤川 2012: 128)、「相手方クレイムの逆用」は論争を「無効化」(赤川 2012: 122)する対抗レトリックとして示唆されるにとどまっている。

本論文では、「代案」が伴うことで、「ターンアラウンド」が「無効化」をこえた、より攻撃的な対抗レトリックとして作用することを示した事例分析であると位置づけられる。

5-2 「擁護者コンテスト」のさらなる分析に向けて

本論文は、調査研究附則をめぐる論争という1事例のみの分析にすぎない。そのため、本論文が提案する「擁護者コンテスト」が他の事例においても有用な分析枠組みたりえるかという点については、さらなる検討が必要である。以下、「擁護者コンテスト」という分析枠組みをさらに掘り下げるための課題について提案する。

5-2-1 本事例の構図の特殊性

まず、本事例の構図の特殊性について言及しなければならない。

本事例では、もともと附則反対派として運動を展開していた人々のクレイムの結論は、「調査研究附則の削除」であった。したがって、「代

案」から調査研究附則さえ外せば彼らの支持が得られる可能性が高いため、「代案」のとりまとめが容易だったのではないだろうか。他の事例では、「ターンアラウンド」による「初期案」の攻撃がなされても、提示された「代案」によっては、「初期案反対派」が分裂するケースも考えられる。

5-2-2 「段階」越境的な「擁護者コンテスト」

次に、本論文で扱った資料の「幅」の狭さについて言及する。本論文では、「擁護者コンテスト」という言説的状況が発生する過程を可能な限り統制された状態で分析するために、分析対象の言説資料をベストの自然史モデルでいう「政策形成」の段階に限定した。

しかし、段階を越境してクレイムの応酬がなされ、その際に「擁護者コンテスト」が発生することもありうる。本事例においても、それに近い状況がいくつかみられた。

たとえば、「リンク・テイクアウト」の対抗レトリックを用いて「コンテンツ産業の軸としての漫画・アニメ」と「児童ポルノ漫画」とを切り離れた松や土屋の対抗クレイムに対し、明治大学准教授の森川嘉一郎は、成人向け漫画が多数発売される「コミックマーケット」のような同人誌文化が日本のコンテンツ産業の力の源泉だと訴えた¹⁹。

この際、森川は、「美少女ゲームとかポルノグラフィックな同人誌っていうと、それは悪いアニメであって、ある意味観光の邪魔をするような存在として、直接的には捉える」というクレイムを論敵として想定していることを明言している。すなわち、「どちらがより日本のコンテンツ産業のためになるか」という地位をめぐる「擁護者コンテスト」に近い状況が発生して

いるのである。

「社会問題」の過程では、森川のクレイムのように、想定している相手方のクレイムを明示した対抗クレイムが申し立てられることも珍しくない。段階越境的な「擁護者コンテスト」を分析する際は、このように、宛先が明示された対抗クレイムを手掛かりに分析を進めていくことができるだろう。

5-2-3 他の「社会問題」への「擁護者コンテスト」という枠組みの応用可能性

最後に、「擁護者コンテスト」という分析枠組みによって、「社会問題」の過程をクリアに描き出すことができそうな他の事例を2つ紹介したい。

まず、「女性の権利」という論拠に基づき、「性への自由」を求める立場と「性からの自由」を求める立場とが存在するフェミニストのポルノグラフィック批判論争（堀 2009）が考えられる。

また、「障害者の自立」という論拠に基づいて制定されたものの、「むしろ自立を阻害する」として当事者たる障害者から集団違憲訴訟を起こされるに至った「障害者自立支援法」をめぐる論争も、「擁護者コンテスト」が起きた「社会問題」であるといえる。

これらの事例を分析する際、課題になりうるのは、「擁護者」と、「代弁者／代表者」および「当事者」との関係である。本論文で扱った論争では、基本的に「当事者」たる児童からのクレイムは申し立てられなかった。それにも関わらず、児童のクレイムを「代弁」する形で「児童の真の擁護者」を主張するクレイムもあれば、児童の保護者を「代表」する形で「児童の真の擁護者」を主張するクレイムも存在していた。

本事例以外の「社会問題」では、「当事者」たる存在からのクレイムが申し立てられる場合

もある。そのような事例で「擁護者コンテスト」が発生した場合、「当事者」のクレームはどのように扱われ、「代弁／代表」を訴えるクレームとどう相互作用するのだろうか。

5-3 おわりに

「社会問題のアリーナを、一種のディベートの空間として捉えたとき」（赤川 2012: 131）、クレームとクレームの相互作用によって、その後の議論が方向付けられる。本論文で具体的事例の分析を通じて示した「擁護者コンテスト」発生過程と作用は、議論の方向性を規定するクレームの相互作用分析の枠組みとして、事例分析へのさらなる援用が期待できるだろう²⁰。

注

¹ 2014年の改正によって、法の名称が変更された。変更前の名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」。

² 本論文では国会審議を主な言説資料として取り扱うが、その際、1回の委員会内でのやりとりは「議論」、2回以上の委員会にわたるやりとりは「論争」という語で表す。

³ 2014年6月4日衆議院法務委員会での自民党・土屋正忠議員発言。

⁴ 2013年5月8日参議院予算委員会でのみんなの党・山田太郎議員発言。

⁵ 本改正論争が長引いたのは、調査研究附則の必要性に加え、すでに製造は禁止されていた（実写）児童ポルノの「単純所持規制」の必要性という2つの主要な論点が存在したためである。最終的に、単純所持は本改正によって一部罰則付の違法となった。

⁶ 2009年6月26日衆議院法務委員会での発言。

⁷ 2013年5月8日参議院予算委員会でのみんなの党・山田太郎議員発言。

⁸ 2014年6月17日参議院法務委員会での発言。

⁹ 2013年5月8日参議院予算委員会でのみんなの党・山田太郎議員発言。

¹⁰ 2014年6月4日衆議院法務委員会での民主党・枝野幸男発言。

¹¹ 2014年6月4日衆議院法務委員会での自民党・土屋正忠議員発言。

¹² 当時、日本ユニセフ協会は実写「児童ポルノ」と「準児童ポルノ」とを併せたものとして「子どもポルノ」という文言を用いていた。我が国の法令において「児童」にあたる人々の呼称は様々だが、少なくとも本論争においては基本的に「児童」という語が使われ続けた。

¹³ 『朝日新聞』2013.7.27朝刊、2013.8.25朝刊、『毎日新聞』2013.9.5夕刊、『読売新聞』2013.6.29夕刊、2013.9.20朝刊など。

¹⁴ 本論争では、同法務委員会において最初の「擁護者コンテスト」が発生するが（4-1-4）、保坂は「表現の自由」も論拠に用いている。その一方で、彼は「この法律は……被写体になって人権をじゅうりんされる子供たちの保護のためにあるのであって、それ以外ではない」、すなわち「児童の保護」という観点からも附則は不要だと述べ、「擁護者コンテスト」にも参加している。

¹⁵ この委員会では「擁護者コンテスト」が発生しており、土屋もこれに参加している（4-1-5）。注14の保坂のケースと同様に、「擁護者コンテスト」状況が発生し、論争の中心になっても、それ以外の論拠に基づくクレームが申し立てられなくなるわけではない。

¹⁶ 11年民主案も「代案」として位置づけられる存在だったが、同案は提出先の法務委員会では1度も審議されなかったため、議論を分析することができなかった。

¹⁷ 2011年7月9日開催の講演会「性表現規制の文化史——日本とアメリカ」での白田秀彰・法政大

学准教授の論点を筆者が要約。

¹⁸ また、「国際社会と歩調を合わせなければならない」という論拠も共有している。

¹⁹ 2013年6月13日「児童ポルノ禁止法緊急勉強会」

での発言より。

²⁰ 本論文の執筆にあたっては、山本功先生、氏川雅典先生から多大なる助言と、貴重なアイデアをいただいた。謝して記したい。

文献

赤川学, 2012, 『社会問題の社会学』弘文堂.

———, 2013, 「社会問題のサイクルと経路依存性——『非实在青少年』規制をめぐる」中河伸俊・赤川学編『方法としての構築主義』勁草書房, 52-72.

Best, Joel, 1987, “Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem,” *Social Problems*, 34(2): 101-21.

(= 2000, 足立重和訳「クレーム申し立てのなかのレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 148-92.)

———, 1990, *Threatened Children: Rhetoric and Concern about Child-Victims*, Chicago: The University of Chicago Press.

———, 2008, *Social Problems*, New York: W. W. Norton and Company, Inc.

外務省, 2008, “The Rio de Janeiro Declaration and Call for Action to Prevent and Stop Sexual Exploitation of Children and Adolescents”, 外務省ホームページ (2013年11月09日取得, <http://www.mofa.go.jp/policy/human/child/congress0811-d.pdf>).

林原玲洋, 2013, 「社会問題の構築とレトリック——論法・転義・同一化」中河伸俊・赤川学編『方法としての構築主義』勁草書房, 216-33.

廣田恵介, 2014, 「児童ポルノではなく【児童性虐待記録物】と呼んでください.」, Change. Org ホームページ, (2014年11月12日取得, <http://www.change.org/p/%E8%A1%86%E8%AD%B0%E9%99%A2-%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E3%81%AE%E5%85%A8%E5%9B%BD%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E5%93%A1721%E5%90%8D-%E5%85%90%E7%AB%A5%E3%83%9D%E3%83%AB%E3%83%8E%E3%81%A7%E3%81%AF%E3%81%AA%E3%81%8F-%E5%85%90%E7%AB%A5%E6%80%A7%E8%99%90%E5%BE%85%E8%A8%98%E9%8C%B2%E7%89%A9-%E3%81%A8%E5%91%BC%E3%82%93%E3%81%A7%E3%81%8F%E3%81%A0%E3%81%95%E3%81%84>).

Holstein, James A. and Gale Miller, 1990, “Rethinking Victimization: An Interactional Approach to Victimology,” *Symbolic Interaction*, 13(1): 103-22.

堀あきこ, 2009, 『欲望のコード——マンガにみるセクシュアリティの男女差』臨川書店.

Ibarra, Peter R. and John I. Kitsuse, 1993, “Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems,” James A. Holstein and Gale Miller eds., *Reconsidering Social Constructionism*, New York: Aldine de Gruyter, 25-58. (= 2000, 中河伸俊訳「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素——相互作用論の立場からの社会問題研究のための一提案」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 148-92.)

- Spector, Malcolm B. and John I. Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*, California: Cummings Publishing Company. (= 1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社.)
- 松本茂・鈴木健・青沼智, 2009, 『英語ディベート——理論と実践』玉川大学出版部.
- 永山薫・佐藤圭亮, 2013, 『マンガ論争9』永山薫事務所.
- ・昼間たかし編, 2007, 『マンガ論争勃発 2007-2008』マイクロマガジン社.
- 中河伸俊, 1993, 『脅かされる』子どもたち——『有害』コミック問題の構築」中河伸俊・永井良和編『子どもというレトリック——無垢の誘惑』青弓社, 75-119.
- , 1999a, 「追放運動から論争へ——『有害マンガ』をめぐる問題活動の展開過程」中河伸俊『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』世界思想社, 99-160.
- , 1999b, 『『有害マンガ』問題とレトリック分析』中河伸俊『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』世界思想社, 161-97.
- Toulmin, Stephen E., [1958]2003, *The Uses of Argument*, Updated ed., New York: Cambridge University Press. (= 2011, 戸田山和久・福沢一吉訳『議論の技法——トゥールミンモデルの原点』東京図書.)
- 氏川雅典, 2007, 「トゥールミンの議論モデルの変容——批判から寛容へ」『ソシオロギス』31: 1-19.
- 山本功, 1994, 「構築主義におけるクレーム分析手法の一考察——ベストのレトリック分析を手がかりに」『大学院研究年報』中央大学文学研究科, 24: 155-66.

【付記】本研究は、JSPS 科研費（26・9826）の助成を受けたものです。

（さとう としあき、東京大学大学院学際情報学府／日本学術振興会特別研究員、qq126106@iii.u-tokyo.ac.jp）
（査読者 山本功、氏川雅典）

Rhetoric Analysis on the Japanese Controversy over Legislating Pornographic Representations of Fictional Children:

An occurrence and functions of “Advocate contest”

Toshiaki SATO

Through the argument about the revision of the “Act on Punishment of Activities Relating to Child Prostitution and Child Pornography, and the Protection of Children” finally passed in 2014, the controversy occurred over the supplementary provision which declared an investigation into the relation between pornographic representation of fictional children and sexual crime against children. This provision was finally omitted from the passed bill.

In this controversy, both pros and cons of the provision arranged to justify their standpoints claiming that it was their suggestion that truly contribute to child protection. In this paper, this situation which a status of genuine advocate was at stake is named as “Advocate contest”.

This paper analyzed how this contest occurred and worked on the controversy. In this case, the contest occurred as a result of three processes. First, a conclusion to solve the problem was proposed. Second, opposing claimsmakers “turned around” the conclusion by criticizing that it would rather interfere with child protection. Third, an alternative conclusion was suggested before the contest occurred. Accompanied with this contest, the importance of child protection was warranted and shared as a premise of the controversy by both claimsmakers. On the other hand, it became a point of the controversy how each side grounded their claims. Finally, this contest worked favorable to opposing claimsmakers. They succeeded in dividing audiences who supported the warrant of child protection and winning some of them.